

外部資金による調査研究事業の運用に関する内規

平成 18 年 9 月 29 日 理事会承認

(目的)

- 1 . 研究企画委員会は、外部資金による調査研究事業を実施することができ、その運用は本規定の定めるところによる。

(外部資金)

- 2 . 外部資金とは、必要な調査研究課題を解決するために、外部機関より受ける研究参加負担金あるいは研究委託金をいう。

(外部機関)

- 3 . 外部機関は、企業、法人および国の機関とする。
- 4 . 外部機関は、次の参加機関あるいは委託機関のいずれかとする。
 - (1) 参加機関：研究委員会の研究課題に関心を有し、研究企画委員会に参加を申し込み、同委員会において審査の結果、申込みが受理された外部機関。
 - (2) 委託機関：本会に調査研究を委託し、研究企画委員会と当該調査研究の企画、調整を図り、同委員会において受託が承認された外部機関。
- 5 . 外部機関は、当該研究委員会に委員を派遣することができる。

(申請)

- 6 . 参加機関は、所定の研究参加申請書（様式-1）を、本会事務局を通して研究企画委員会に提出する。
- 7 . 委託機関は、所定の調査研究委託申請書（様式-2）を、本会事務局を通して研究企画委員会に提出する。

(審議)

- 8 . 研究企画委員会は外部機関からの参加申請書および委託申請書を審議し、受託組織と受託責任者を定め理事会の承認を受ける。
- 9 . 研究企画委員会は、申請書の審議を当該研究課題に関わる分野研究企画部会あるいは研究委員会に一任することができる。

(契約)

- 10 . 本会と外部機関は調査研究実施契約を結ぶ。
- 11 . 調査研究の案件ごとに契約書を作成し、調査研究の内容、研究期間、報告、契約金額、成果の取り扱い等を明記する。
- 12 . 調査研究実施契約の期間は 1 年とする。継続する場合は 3 年を限度とする。

13．調査研究実施契約に関わる諸手続は本会事務局が行う。

(参加分担金)

14．外部機関が参加する研究委員会の研究費の全部または一部は参加機関が負担するものとする。参加負担金は当該研究委員会の実施計画に基づいて算出され、参加機関が均等割にて負担することを原則とする。

(委託金)

15．本会が受託する調査研究に係わる経費は、その委託仕様に基づいて委託機関と研究企画委員会とで算出した額を委託機関が負担することを原則とする。

(本会負担金)

16．外部資金による調査研究事業に対し、必要に応じてその一部を本会の研究活動費で負担することができる。

(会計処理)

17．参加分担金は研究参加費として一般会計で処理し、委託金は研究課題ごとの特別会計とし、一般会計と区別経理する。

18．参加分担金あるいは委託金の10%を一般管理費(消費税込み)として本学会本部に納入することとする。

(報告)

19．外部資金を受けて調査研究を行なう研究委員会は、当該年度の当該調査研究に係わる事業報告ならびに収支決算書などを含む決算諸表を毎年指定日までに会長宛に提出しなければならない。また、次年度に継続する場合は次年度の事業計画書、収支予算書をあわせて提出する。